

証券会社の検証について

取引証券会社については、半期毎に変更の必要性の検証を行うこととしている。よって、証券会社との安全・確実な取引実施及び効率的かつ最善な取引実施という観点から、平成26年度上半期末における証券会社変更の必要性の検証を行った。

1. 平成26年度上半期における証券会社別債券購入実績

本財団は債券の購入にあたり、個別債券毎に取引証券会社6社すべてに対して条件の提示を求め、最良の条件を提示した証券会社から購入している。

(1) 平成26年4月から平成26年9月末までに証券会社6社から487億円の債券を購入した。

(2) 証券会社別の購入金額は、1社当たり4億円～298億円、1社当たりの比率は0.9%～61.3%となった。

なお、1社当たりの購入金額別の証券会社分布は下表のとおり。

<購入金額別証券会社分布>

1社当たりの購入金額	上半期
140億円以上	1社(A)
100億円以上 140億円未満	1社(B)
60億円以上 100億円未満	-
20億円以上 60億円未満	1社(C)
20億円未満	3社(D E F)

「参考：四半期毎の購入金額別証券会社分布」

1社当たりの購入金額	第1四半期	第2四半期
70億円以上	1社(A)	1社(A)
50億円以上 70億円未満	-	1社(B)
30億円以上 50億円未満	2社(B C)	-
10億円以上 30億円未満	-	-
10億円未満	3社(D E F)	4社(C D E F)

2. 証券会社別の安全・確実な取引実施の検証

証券会社と安全・確実な取引を実施するという観点から、担当者が以下の5点の確認を常時実施し、事態の発生の都度、その内容及び重要性を判断し、必要な場合には取引の中止、取引の一時停止等の処分を決定することとしている。

平成26年度上半期においては、6社いずれも問題はなかった。

- ・コンプライアンスに抵触していないか
- ・金融商品取引法で定める自己資本規制比率^(※)が基準を上回っているか
- ・国債市場特別参加者に指定されているか
- ・経営に重大な問題が生じていないか
- ・取引上の重大な事務ミスはないか

(※) 自己資本規制比率とは、証券会社が金融商品取引法第46条の6の規定に基づき算出した証券会社の財務の健全性を測る指標。以下、自己資本規制比率の算出イメージ。

$$\text{自己資本規制比率(\%)} = \frac{\text{自己資本} - \text{固定資産等}}{\text{保有する債券・株式等の価格変動等により発生するリスク相当額や取引先の契約不履行等により発生するリスク相当額等}} \times 100$$

3. 証券会社別の効率的かつ最善な取引実施の検証

証券会社と効率的かつ最善な取引を実施するという観点から、取引執行能力および情報提供能力について、担当者が5段階での評価を実施したうえで、当該評価につき担当理事を含む8名による多面的な検証を行った。

その結果、平成26年度上半期においては、6社いずれも問題はなかった。

上記の結果から、平成26年度上半期末においては、取引証券会社の変更は行わず、6社との取引を継続することとした。

以上